

市からの

連絡帳

まで来られない場合は、下記までご連絡ください。
◆保険年金課 田 (☎042-460-9822)

■家屋調査にご協力を

平成23年1月2日～平成24年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行っています。
□家屋調査 資産税課職員が対象の家屋を訪問し、家屋の内装・外装（屋根・外壁・天井^{など}）および住宅設備（風呂・トイレ^{など}）を調査します。
□調査日時 調査日時については、事前に書面でお知らせしたうえで、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、資産税課までご連絡ください。
◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

■認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成23年1月2日～平成24年1月1日の間に、下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します（都市計画税は含まれません）。
□要件
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
②平成23年1月2日～平成24年1月1日に新築された住宅であること
③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること
④居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること
⑤平成24年1月31日(火)までに資産税課（田無庁舎4階）へ必要書類の提出があること

□減額期間	
住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲
居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象になります。
□必要書類
①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し（東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し）
□申告について
資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについてご説明します。
問①認定長期優良住宅に関すること
東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課 (☎042-464-2154)
②認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関すること
資産税課 (☎042-460-9830)
◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

福 祉

■家族介護慰労金を支給

介護保険において、要介護4または5と認定され、過去1年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の身体的、精神的および経済的負担を軽減し、在宅生活の継続および向上のため、家族介護慰労金を支給します。

対下表の要件をすべて満たしている65歳以上の高齢者を介護し、過去1年以上、市民税非課税世帯に属する介護者
申請日の属する月の前月末日を基準にして

過去1年以上	①要介護4または5と認定されている高齢者
	②市民税非課税世帯に属する高齢者
	③介護保険サービスを利用していない高齢者（年間7日間までのショートステイ利用は除く）
過去1年間	④介護保険施設以外の病院などに90日以上長期入院をしていない高齢者

□支給額 年額10万円
□受付 10月3日(月)～31日(月)（土・日曜日、祝日を除く）
持介護保険被保険者証・印鑑・金融機関口座のわかるもの（郵便局を除く）
◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4028)

■障害者自立支援法に基づく新たなサービスが始まります

障害者および障害児の地域生活を支援するため、障害者自立支援法が改正され、10月1日から新たなサービスが始まります。
①同行援護サービスの創設
重度の視覚障害のある方について、移動の際や外出先で必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排泄・食事などの介護などを行います。
②グループホーム・ケアホーム利用の際の助成
グループホーム・ケアホームを利用される方について、現在家賃の一定額を助成していますが、今回の改正により、助成の対象者が拡大されます。詳しくは、お問い合わせを。
◆障害福祉課 保 (☎042-438-4034)

定時チャイム放送時間の変更

防災行政無線による定時チャイムの放送時間は、10月1日(土)から午後4時30分になります。
◆危機管理室 保 (☎042-438-4010)

子育て

■子供(乳幼児・義務教育就学児)医療費助成制度

～医療証をお送りしています～
現在乳・子医療証をお持ちの方で、現況届が省略となった方または現況届を提出された方と、10月から所得制限撤廃に伴い、子医療証の申請をされた方には、10月から有効の医療証を9月下旬にお送りしています。
申請や現況届が必要な方には、すでに書類などをお送りしていますが、まだ提出されていない方はお早めに提出してください。
乳・子医療証をお持ちでない方は、医療費助成を受けるには申請が必要です。医療証交付申請書を提出してください。
◆子育て支援課 田 (☎042-460-9840)

傍聴 審議会^{など}

■行財政改革推進委員会
時10月11日(火)午後1時30分から
場田無庁舎会議棟4階
内事務事業評価における外部評価（試行）^{など}
定10人程度
◆企画政策課 田 (☎042-460-9800)
■介護保険運営協議会
時10月13日(木)午後1時から
場防災センター6階
内第5期介護保険事業 事務量・給付費の推計
定5人
◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4030)
■高齢者保健福祉計画検討委員会
時10月13日(木)午後2時40分から
場防災センター6階
内次期計画における施策体系について^{ほか}
定5人
◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4028)
■交通安全対策会議
時10月14日(金)午後1時30分から
場田無庁舎3階
内講じようとする施策について
定5人
◆道路管理課 保 (☎042-438-4055)

市内の空間放射線量測定結果

(定点測定・9月26日現在)

市では、市内放射線の状況を把握するため、市内を2キロメートルメッシュで区分し、小中学校・保育園・公園の5か所と武蔵野大学内(協力)1か所の合計6か所で空間放射線量を測定しています。

区分	測定場所	町名	測定日	線量率 (マイクロシーベルト/時)	
				地上1m	地表面 (地上5cm)
北部	栄小学校	栄町	9月26日(月)	0.08	0.09
東部	なかまち保育園	中町	9月20日(火)	0.08	0.09
中央部	田無第二中学校	北原町	台風のため測定中止		
西部	田無第三中学校	西原町	9月22日(木)	0.08	0.08
南西部	田無市民公園	向台町	9月16日(金)	0.05	0.06
南部	武蔵野大学(協力)	新町	台風のため測定中止		

※健康への影響がご心配な方は、多摩小平保健所 (☎042-450-3111) にご相談ください。
◆環境保全課 (☎042-438-4042)



都市計画公園・緑地の整備方針(改訂)(案)

◆東京都都市整備局緑地景観課 (☎03-5388-3315)
◆みどり公園課 保 (☎042-438-4045)

策定趣旨	東京都と区市町は、公園緑地の計画的な整備促進を図るため、優先的に事業を進める「優先整備区域」などを定めている標記方針の改訂に取り組んでいます。このたび改定案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	【都窓口】 東京都都市整備局緑地景観課 都HPhttp://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/ 【市窓口】 市役所みどり公園課（保谷庁舎4階） 市HPhttp://www.city.nishitokyo.lg.jp/
提出期間	10月19日(水)
提出方法	①郵送 【都】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局緑地景観課 【市】 〒202-8555 西東京市役所みどり公園課 ②ファックス 【都】 FAX03-5388-1351 【市】 FAX042-438-1762 ③Eメール 【都】 ☒S0000169@section.metro.tokyo.jp 【市】 ☒kouen@city.nishitokyo.lg.jp

※意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。
※匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。